

令和5年8月7日

市内居宅介護支援事業所 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。居宅介護支援につきましては、令和3年度の介護報酬改正において、サービス提供に開始に際し、利用者へ前6月間に作成された居宅サービス計画のうちに訪問介護等が占める割合等の説明を行うことが新たに義務付けられ、これに違反した場合は運営基準減算が適用されることとなっています。市内においても、当該減算の適用となる事例が散見されております。

上記事項は、既に集団指導等においてお示しさせていただいておりますが、あらためて周知させていただきますので、必ず別添「通知文書」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたらご連絡いただけますと幸いです。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■